

平成22年3月9日
航 空 局

スカイマーク社における安全管理上の不適切な対応について

スカイマーク社において、以下のとおり、安全管理上の不適切な対応があったことから、本日付で航空局から同社に対して、文書により厳重注意を行いましたので、お知らせいたします。

1. 事案の概要

本年2月5日、スカイマーク017便（羽田ー福岡）の機長は、運航開始前に先任客室乗務員が十分に声が出せない状態にあることに気づき、緊急時の乗客の誘導等に支障をきたすと判断し、当該乗務員の交替を求めた。これに対し、社長及び安全統括管理者である会長は、機長に対して客室乗務員の交替を行わないまま運航するよう求めたが、同機長がこれを拒否したことから、機長を交替させ当該便を運航させた。

2. 航空局の措置

機長は、飛行前に乗務員の職務分担等を確認し、航行の安全に支障がないことを確認した後に航空機を出発させることとなっており、また、運航に関する安全のための判断及びその措置の最終決定権を有している。一方、最高経営責任者及び安全統括管理者は、全社員に対して安全最優先の基本方針を徹底させるとともに、関係法令等の遵守を指導し、率先して輸送の安全性の向上に努めるべき立場にある。

今回、社長及び安全統括管理者は、このような立場にありながら、機長の安全上の判断を否定し、運航を命ずることは安全運航体制を脅かしかねない行為であり、安全管理上の不適切な対応であった。

このため、本日付で航空局からスカイマーク社に対して文書で厳重注意を行った。

問い合わせ先

国土交通省航空局技術部運航課

航空事業安全監査官 遠藤（内線50121）

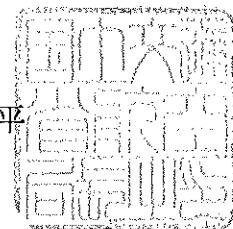
課長補佐 高橋（内線50104）



国空航第 941号
平成22年3月9日

スカイマーク株式会社
代表取締役社長 西久保 慎一 殿

国土交通省航空局長
前田 隆平



安全管理上の不適切な対応について

平成22年2月5日の貴社017便の機長は、運航開始前に先任客室乗務員の体調及び職務遂行能力に懸念を抱いたことから、当該乗務員の交替を要請した。これに対し、社長及び安全統括管理者である会長は、機長に飛べない理由を繰り返し質すとともに、先任客室乗務員の交替を行わないまま運航するよう命じた。

貴社運航規程は、機長に対し、運航に関する安全のための判断及びその措置の最終決定権等を付与するとともに、機長の職務として、飛行前に乗務員の職務分担等を確認し、航行の安全に支障がないことを確認した後でなければ航空機を出発させてはならないことを規定している。一方、最高経営責任者及び安全統括管理者は、全社員に対して安全最優先の基本方針を周知、浸透させるとともに、関係法令及び規程等の遵守を指導し、率先して輸送の安全性の向上に努めるべき立場にある。

今般、社長及び安全統括管理者である会長は、このような立場にありながら、機長の安全上の判断を否定し、運航を命ずるなど安全運航体制を脅かしかねない行為を行っており、安全管理上、不適切な対応であった。よって、ここに厳重に注意する。

については、貴社安全管理体制について早急に見直しを行い、その結果を報告されたい。